

第 5 3 号議案

加東市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例制定の件

加東市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例

加東市介護老人保健施設条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 1 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
- (3) 改正前の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。
- (4) 改正後の欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 前	改 正 後
(利用料)	(利用料)

第4条 [略]

2 利用料の種類及び額は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に規定するサービスに係る利用料は、法第41条第4項、第48条第2項及び第53条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- (2) 居住費、滞在費、文書料、食費その他の日常生活に要する費用は、別表で定める額

別表（第4条関係）

種類	対象となるサービスの種類	金額
文書料	全てのサービス	1通につき1,500円
食費	介護保健施設サービス	1日につき1,445円
	短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護	朝食 1食につき395円 昼食及び夕食 1食につき525円
	通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション	1食につき525円
居住費又は滞在費	介護保健施設サービス	多床室 1日につき37

第4条 [略]

2 利用料の種類及び額は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に規定するサービスに係る利用料は、法第41条第4項、第48条第2項及び第53条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。
- (2) 居住費、滞在費、文書料、食費その他の日常生活に要する費用は、別表第1及び別表第2で定める額とする。ただし、別表第2に掲げる費用については、同表に定める金額（金額欄が実費額のものを除く。）に消費税及び地方消費税を加えた額とする。

別表第1（第4条関係）

種類	対象となるサービスの種類	金額
食費	介護保健施設サービス	1日につき1,445円
	短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護	朝食 1食につき395円 昼食及び夕食 1食につき525円
	通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション	1食につき525円
居住費又は滞在費	介護保健施設サービス、短期入所療養介護	多床室 1日につき437円

滞在費	ス、短期入所療養介護 及び介護予防短期入所 療養介護	7円 従来型個室 1日につき 1,668円
特別食	全てのサービス	実費
おむつ代	通所リハビリテーショ ン及び介護予防通所リ ハビリテーション	実費
その他の日 常生活費	全てのサービス	実費
サービス提 供とは関係 のない費用		実費

備考 [略]

[新設]

	及び介護予防短期入所 療養介護	従来型個室 1日につき 1,728円
--	--------------------	-----------------------

備考 [略]

別表第2 (第4条関係)

種類	対象となるサービスの 種類	金額
文書料	全てのサービス	1通につき1,500円
特別食	全てのサービス	実費
おむつ代	通所リハビリテーショ ン及び介護予防通所リ ハビリテーション	実費
その他の日 常生活費	全てのサービス	実費

	サービス提供とは関係のない費用		実費
--	-----------------	--	----

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和6年8月1日から施行する。

第53号議案 要旨

加東市介護老人保健施設条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

令和6年度介護報酬改定により、令和6年8月1日から施設の居住費又は滞在費に係る費用の額が引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 介護保健施設サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する者の居住費又は滞在費に係る費用の額を引き上げること。（別表第1関係）
- (2) 消費税及び地方消費税がかかる費用について区分すること。（第4条、別表第1及び別表第2関係）
- (3) 所要の文言整理を行うこと。（第4条関係）

3 市民負担への影響

居住費及び滞在費が1日当たり60円引き上げられることにより、施設入所者においては、1箇月（30日）当たり1,800円の負担増となる。

4 施行期日 令和6年8月1日